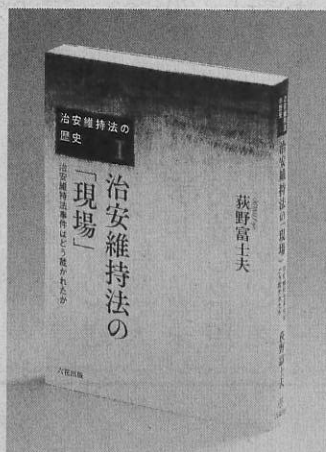


治安維持法の歴史 I

# 治安維持法の「現場」

荻野富士夫 著



六花出版・2500円

おぎの・ふじお 53  
年生まれ。小樽商科大学  
名誉教授。『特高警察  
体制史』ほか

## 司法過程の各段階を緻密に分析

戦時体制がよみがえりつつある現在、その阻止のためにも戦時法の典型とされる治安維持法の「悪法」性を解明することが喫緊の課題となっている。そうした中、本書がタイムシグよく出版された。

日本国内における治安維持法事件の被疑者・被告人、受刑者らがどのような司法処分過程をたどって断罪されていったのか。警察、検察、予審の各取調において、さらに公判における審理を通じて、有罪確定後の行刑や保護観察・予防拘禁において何がなされたのか。そもそもそれぞれの「現場」とはどういうものだったのか。

本書では、これらの点に焦点が当てられている。書名の「現場」もこれに由来する。

検挙・取調、起訴、予審、公判、行刑・保護観察・予防拘禁、いずれの「現場」の分析も、治安維持法研究の第一人者ならではのものです。特筆される。証拠価値の高い貴重な「証拠」に基づいて緻密に導き出された重要な結論が数多く提示されている。

次のような結論も一例である。拷問を活用した取調が日常化する事態を踏まえてであろう、検事からは抑制的な対応が求められたが、特高警察は聞く耳を持たなかった。拷問による取調

は必要不可欠なものと認識されていた。検事作成の調書も、予審において被告人が特高の拷問による強制があったと供述を翻すことがあるため、少なくとも公訴事実には含まれている部分だけは検事において改めて調書を作ってもらいたい、という裁判所側の希望に応じるものであった。

本書によって、治安維持法がいかに悪法だったかが深掘りされたのではないかと思われる。

日本国憲法は、違憲立法審査制度を導入し、悪法を無効にする責務を司法に付与した。しかし、裁判所は違憲立法審査権の行使に消極的である。治安維持法の教訓を生かすためには、この「消極司法」の転換が求められる。

評者 内田博文 九州大学名誉教授